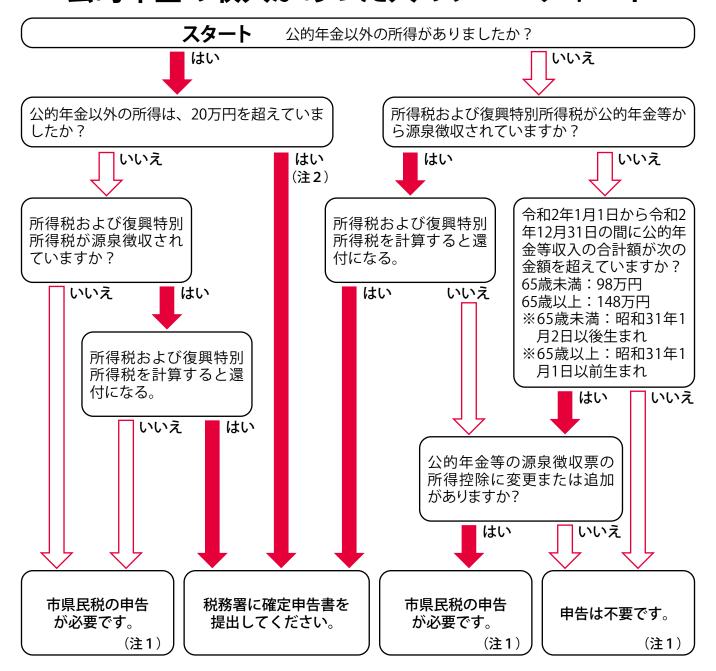
公的年金の収入があった人のフローチャート



- (注1)公的年金の収入が400万円を超える人については、上記のフローチャートにかかわらず、税務署 への確定申告書の提出が必要な場合があります。
- (注2)所得税が納税とならない場合は、市県民税の申告が必要です。

◎公的年金等の収入が400万円以下の人の申告について

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る所得以外の所得が20万円以下の場合、平成 23年分より確定申告書の提出は不要となりました。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告書の 提出が必要です。

また、確定申告書を提出しない人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を市 県民税の計算に適用するには、市県民税申告書の提出が必要です。

(例:医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等から天引きされていない社会保険料 の控除、源泉徴収票に記載のない扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除など)